

埼玉県のマスコット コバトン

埼玉県 獣医師会 会報

第 686 号

令和 2 年 12 月 20 日 編集

発 行 所
公 益 社 団 法 人 埼 玉 県 獣 医 師 会

〒330-0835 さいたま市大宮区北袋町1-340
(埼玉県農業共済会館内)

電 話 048(645)1906

F A X 048(648)1865

E-mail : s-vma@vesta.ocn.ne.jp

URL : <http://www.saitama-vma.org/>

振替口座 00110-9-195954番

発行責任者 高橋 三 男

編集責任者 大橋 邦 啓

印 刷 所 (株)アサヒコミュニケーションズ

記事の内容

令和2年度集合狂犬病予防注射実施者講習会
資料について…………… 1
テレビ埼玉で放映予定-高橋会長新春年頭挨拶- ……………10

会務報告

第5回理事会……………11

予告

南支部・東支部合同学術講習会(Web開催)の
お知らせ……………11
北支部学術講習会(Web開催)のお知らせ……………12

ひろば

さいたま市支部役員がさいたま市長に要望書
を提出……………13
西支部学術講習会開催報告……………14

お知らせ

獣医師の処分について……………15
獣医師法第22条の規程に基づく届出について
(再掲)……………17
第17回日本獣医内科学アカデミー学術大会参
加者に対する助成金交付について(再掲)
……………18
埼玉県農林部畜産安全課長からのお知らせ……………19
日本獣医師会からのお知らせ……………20
新型コロナウイルス関連のお知らせ……………25

埼玉県獣医師会学術広報版 ……………26

事務局より

事務局メモ……………27

編集後記……………28

公益社団法人 埼玉県獣医師会 会員憲章

わたくしたち埼玉県獣医師会会員は、それぞれの職域において、その責務を遂行し、県民の福祉増進に寄与するため、ここに会員憲章を定めま

す。

わたくしたち埼玉県獣医師会会員は

1. 動物の生命を守り、ひとびとの生活を豊かにしよう
1. 獣医学術を研鑽向上し、確信を持って業務に邁進しよう
1. 動物愛護思想を向上し、心豊かな生活をしよう
1. 環境衛生を向上し、福祉増進の実をあげよう
1. 職域を尊重し、倫理の昂揚をはかろう

令和2年度集合狂犬病予防注射実施者講習会資料について

集合狂犬病予防注射実施者講習会は、埼玉県獣医師会長が市町村長と交わした契約に基づいて実施している集合狂犬病予防注射を的確に実施するために、約300名の開業部会会員が一同に会し、毎年開催しています。しかし、今年度は新型コロナウイルスの感染拡大状況から、資料を送付することにより講習会の開催に代えることとなり、この度、対象者に資料を送付させていただきました。つきましては、勤務部会の会員の皆様にも参考のためにご覧いただきます。

資料目次

1 講習資料

- (1) 「令和3年度集合狂犬病予防注射の実施に向けて -現況と今後の対応-」 高橋三男会長
 (2) 「狂犬病の現状と犬の症状及び臨床診断について」
 狂犬病臨床研究会副会長・(公社) 静岡県獣医師会副会長 杉山和寿先生

2 注意事項

- (1) 「新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した集合注射の実施について」
 渋谷正志狂犬病予防委員長

3 参考資料

- (1) 「狂犬病予防注射の法的根拠と集合注射の実施について」 事務局

令和3年度集合狂犬病予防注射の実施に向けて — 現況と今後の対応 —

公益社団法人埼玉県獣医師会 会長 高橋 三男

各市町村長と埼玉県獣医師会長の契約による集合狂犬病予防注射の的確な実施に向け、「埼玉県獣医師会集合狂犬病予防注射実施要領」及び「同細部要領」に基づき、例年「集合狂犬病予防注射実施者講習会」を開催し、受講していただいた上で開業部会の会員と埼玉県獣医師会長が契約を結び事業を実施しています。しかし、今年度は新型コロナウイルスの感染拡大状況から、理事会で協議し対象者に資料を送付して読んでいただくことにより、講習会の開催に代えることとさせていただきました。

講習資料については狂犬病臨床研究会副会長の杉山和寿先生に「狂犬病の現状と犬の症状及び臨床診断」について執筆をお願いしました。来年度の集合注射に向け熟読していただいたうえ、同封の「契約書」に記入していただき、「希望・辞退届」と共に同封の班長あて封筒にて提出していただきますようお願いいたします。

なお、集合注射は屋外の会場で実施され、三密を避けた会場設定や実施方法が可能であり、新型コロナウイルス感染の確立が高くなることはないものと想定しています。先生方にはぜひともご協力いただきたいと思っておりますが、新型コロナウイルス感染症に関する理由でやむを得ず辞退される可能性がある先生におかれましては、市町村との契約の関係上、事業開始直前での辞退となることがないように、この時点で辞退していただきますようお願いいたします。

さて、昨年の消費税率の改定に併せ、20年以上据え置いていた集合狂犬病予防注射手数料を200円値上げすることで準備を進め、埼玉県知事、市長会会長（熊谷市長）、町村会会長（皆野町長）、政令指定都市であるさいたま市長には獣医師会幹部と共に直接お願いをさせていただきました。その結果、各市町村長にもご

理解をいただき、これまで契約をしていた全ての市町村長と会長との間で新たな集合狂犬病予防注射実施契約を締結することができました。これにより、値上げ分から少しでも技術料に還元することができる事業にすることができました。

この契約に基づき、集合注射を4月2日から開始しましたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため4月7日に緊急事態宣言が発令されました。これにより、35市町村が全て中止、11市町村が一部中止を余儀なくされ、例年どおりの規模で実施できたのは15市町村でした。各班長におかれましては、市町村との連絡調整にご尽力いただきありがとうございます。しかし、その結果、実施頭数は9,701頭と昨年度の76,196頭に対し僅か12.7%の実施率に留まりました。このため私も危機感を持ち、日本獣医師会に強く働きかけ、日本獣医師会の藏内勇夫会長及び境政人副会長兼専務理事が厚生労働省に対し規則改正を要望していただいた結果、厚生労働省は今年度の予防注射について12月末日まで期間を延長したところです。これにより、各市町村長に対し秋季の集合注射実施のお願いをしましたが、3市での実施に留まり、最終的に10,266頭と昨年度の13.5%の実施率で今年度の事業を終了しました。この間、病院注射の頭数を加えても県内の犬の登録頭数に対する接種率は58.1%と昨年同時期を4.8ポイント下回っており、WHOが推奨する70%の接種率には届いておりません。6月にはフィリピンから入国し国内で狂犬病を発症した患者が死亡したこともあり、新聞報道でも接種率の低下が危ぶまれています。産経新聞では11月11日の朝刊埼玉版でこの問題を取り上げ、私も埼玉県獣医師会長として「接種率の落ち込みに危機感を持っている。県や市町村と連携し、会を挙げて対策に取り組んでいきたい」とコメントをさせていただきました。

このような状況のなか、8月21日（金）にはさいたま市の清水園において、埼玉県医師会の金井忠男会長が代表世話人となって、大野元裕知事、医師で弁護士の古川俊治参議院議員（埼玉県獣医師連盟顧問）をお招きし、「これからの異業種交流会の在り方」を考える会が開催されました。市町村長や企業・団体の長など県内のオピニオンリーダー約160名が出席し、私も世話人を務めさせていただきましたが、世話人挨拶の時間を利用し、狂犬病は未だに海外では10分間に一人、年間で5万人が亡くなっており、発症すると治療法がなく死を待つのみの大変恐ろしい病気であることを説明し、犬への予防注射の必要性を市町村長をはじめ各界のリーダーに強く訴えました。これに対し、世話人の一人である埼玉新聞社の関根正昌社長の挨拶では、高橋会長には狂犬病の恐ろしさを再認識させていただいた、本日はコロナの勉強に来たが、狂犬病の勉強もさせていただき大変有意義であったとの話がありました。閉会の辞も依頼されていたため、これからはウィズコロナでこの会を継続し、各界で知恵を出し合ってコロナに立ち向かっていくことを声高らかに宣言させていただきました。

いよいよ来年開催される東京オリンピック・パラリンピックを成功させるためにも、国内での狂犬病の発生をなんとしても阻止しなければなりません。たとえコロナ禍のなかであろうとも法律で定められた飼い主の義務である犬の狂犬病予防注射の接種率を向上させるため、市町村長との契約に基づく集合注射事業を確実に実施することができるよう、渋谷狂犬病予防委員長を筆頭に各委員さん、各班長さんには万全の体制で準備を進めていただきますようお願いいたします。

瞬く間に世界中を席卷した新型コロナウイルス感染症も新たに開発されたワクチンや治療薬によりいずれ平静化していくものと思われれます。しかし、一たび発症すると未だに治療法がない狂犬病には現在有効なワクチンがあり、我々獣医師が犬に確実に接種することにより尊い人の命を救うことが可能となります。今後とも集合狂犬病予防注射事業へのご協力をお願い申し上げます。

狂犬病の現状と犬の症状及び臨床診断について

狂犬病臨床研究会

狂犬病の現状

狂犬病はリッサウイルス感染が原因の急性脳炎であり¹⁾、人を含むすべての哺乳類が罹患する最も致命率の高い人獣共通感染症である。病原体はモノネガウイルス目、ラプトウイルス科、リッサウイルス属に分類されるウイルスで、紀元前2000年ごろにすでに記述がみられ、歴史的に最も古いウイルス感染症の一つである²⁾。現在においても年間5万9千人以上が狂犬病で命を落としている¹⁾といわれ、主として中枢神経系で増殖し多様な神経症状を引き起こす。ひとたび発症すれば現在でも有効な治療法が存在しないためほぼ100%死に至る。人への感染源の99%以上はイヌによる咬傷と考えられており³⁾、感染発症動物の唾液に大量に含まれ、排出された狂犬病ウイルスが傷や粘膜を介して感染する。また、すべての犬咬傷事故及び狂犬病による犠牲者の約60%は15歳未満の子供である⁴⁾。

狂犬病は日本を含むごく一部の国と地域を除いたほぼ全世界中で流行が認められる。欧州諸国ではアカギツネにおいて、東欧及びシベリア（極東）ではタヌキ、北極キツネ、米国ではアライグマ、スカンク、キツネ、コウモリにおいて狂犬病の流行が維持されている⁴⁾。南米ではイヌの他に吸血コウモリも狂犬病ウイルスを保有している。南アフリカではイヌの他にマンガースでも狂犬病が流行している⁴⁾。マンガースの狂犬病はカリブ海地域でも流行している¹⁾。東南アジア諸国及び中国では流行の中心はイヌであるが、イタチアナグマでの狂犬病の発生が1994年に確認されて以来、地域的に流行が拡大し、人への感染例も報告されている。台湾は日本と同様に50年以上狂犬病清浄地域であったが、2013年7月にイタチアナグマで狂犬病の発生・流行が確認された。分子系統学的解析により、台湾におけるイタチアナグマの狂犬病ウイルスの系統が中国株とは異なる系統に属していたことから、かなり以前から台湾ではイタチアナグマで狂犬病が流行していたことが推測されている⁴⁾。

犬の症状

犬においては発症数日前からウイルスを唾液中に排出する。狂犬病ウイルスは、感染後に神経筋接合部のアセチルコリンレセプターに結合し、末梢神経の軸索内を脊髄に向かって移動し、脳に到達したウイルスは中枢神経細胞で増殖することにより臨床的に特徴的症候を呈することが知られている。さらにウイルスは神経系を介して遠心性に角膜、唾液腺、各種臓器、筋肉、皮膚等の全身へ広がる^{4,5)}。

犬における潜伏期間は通常2週間から2カ月であるが6カ月に及んだ例も報告されている。発症初期（前駆期2～4日間）の犬は食欲不振や元気消失などの非特異的な症状の他、神経質、不安、および孤独になりたがる等の徴候を示すことがある。

急性神経症状期（狂騒期2～4日間）になると、落ち着かない様子が進行し、聴覚および視覚に対して過剰な興奮がみられることがある。また、目の前の物体に咬みついたり、異嗜を示したりすることもある。進行とともに下位運動ニューロン障害による麻痺や脳神経障害および強い発作を示す例もある。また、喉頭麻痺により鳴き声が異常となり嗄声（させい）及び下顎の下垂が認められることもある。動物が窒息しそうな様子を示すために、飼い主や獣医師が口腔から異物を取り除こうと試みてしまい、結果的に唾液中のウイルスに曝露されることもあり注意が必要である。

麻痺期（1～3日間）に移行すると、全身の麻痺を呈し、多くの場合は呼吸不全により死亡する。狂犬病は長い潜伏期が特徴であるが、発症してからの進行は早く、症状が発現してからほぼ10日以内に死亡する^{6),8)}。人と犬の狂犬病の病態期と症状を表1に示した。

狂犬病の病型として、狂騒期の長いものが狂騒型、麻痺期の長いものが麻痺型とされ、両者の割合は3：1といわれている。しかし、狂騒期と麻痺期を明白に区別することは困難なことが多く、稀に前駆期から麻痺期に移行することもある^{3,7)}。

また、狂犬病に似た兆候を示す他の疾患との鑑別診断としてはジステンパー、脳炎、破傷風、ボツリヌス症、てんかん、中毒および頭蓋内腫瘍などがあげられる⁹⁾

表1. 狂犬病の症状 (犬及び人)

	犬の症状	人の症状
潜伏期	2週間～2ヶ月	1～3ヶ月
前駆期(2～4日)	元気・食欲の低下 暗いところへ隠れる 行動や性格の変化 など	発熱・頭痛・のどの痛み 受傷部位のかゆみ 食欲不振 など
急性神経症状期 (狂騒期) (2～4日)	目の前の物にかみつく 鳴き声の異常 無目的に走り回る 落ち着きのない行動 ふらつき歩行 など	不安感 興奮 風をいやがる(恐風症状) 水を飲めなくなる(恐水症状) 流涎 など
麻痺期(1～3日)	全身の麻痺 呼吸困難 など	全身の麻痺 昏睡 など

診断

現在、犬の潜伏期間における診断方法は確立されていない。発症後の臨床診断方法としては、タイ赤十字社サオワバー王妃記念研究所(Queen Saovabha Memorial Institute、以下QSMI)のVeeraらが2005年に報告した文献“Six Criteria for Rabies Diagnosis in Living Dog”がある¹⁰⁾。この報告では、イヌ狂犬病の臨床診断のために基準を6段階の順番で設定している。すなわち、①症例の年齢、②病的状態の維持期間、③疾病の発症及び進行状況、④3-5日間における臨床経過状況、⑤旋回運動の有無の5段階の振り分けの後に6段階目として17項目の臨床徴候の内2項目以上が当てはまるかどうかによって診断する方法である。その17項目の臨床徴候とは、1.下顎の下垂、2.鳴き声の異常、3.乾燥して垂れ下がった舌、4.尿をなめる、5.水の異常な飲み方、6.逆流(吐き戻し)、7.異常行動、8.異嗜、9.攻撃性、10.理由もなく咬みつく、11.理由なく走る、12.歩行時の硬直、13.落ち着きのなさ、14.檻などを咬む、15.嗜眠、16.歩行時のふらつき、17.頻繁な犬座姿勢である¹⁰⁾。タイ赤十字協会QSMIに搬入された1170頭のイヌ症例について、この方法を用いてコホート研究が行われた結果、90.2%の感受性、96.2%の特異性、94.6%の正確度を示して、狂犬病の仮診断に有用であることが報告された⁹⁾。この診断方法を図1にフローチャートで示した。現在のわが国においても狂犬病の臨床診断における1方法として有用な方法であると考えられる。ただし、この診断方法は、潜伏期間、鎮静剤の投与、昏睡状態、頭部の損傷による横臥状態の場合は適用外である¹⁰⁾。

本会が作成したDVD『犬狂犬病の症状と臨床診断方法の一例(第一版)』は、Veeraらの論文¹⁰⁾に基づいた臨床診断方法の解説及びQSMIにおいて撮影された多数の犬狂犬病症例の画像を編集したものである。このDVDでは、17項目の各々の徴候について、複数の症例画像を観察することが可能である。また、第2版は狂騒型狂犬病及び麻痺型狂犬病のそれぞれ1症例を長時間観察することにより、臨床経過の進行に伴う徴候の変化を観察することができようように作成した。これらを教材として、繰り返し視聴することに狂犬病に対する理解を深め、臨床診断の精度を向上させていただきたい。

狂犬病の確定診断は、動物の死後、脳から採材した組織を用いて実験室診断(蛍光抗体法、R-TPCR法、培養細胞やマウス脳内接種によるウイルス分離及び病理組織学的検査等)によって行われる¹⁾。

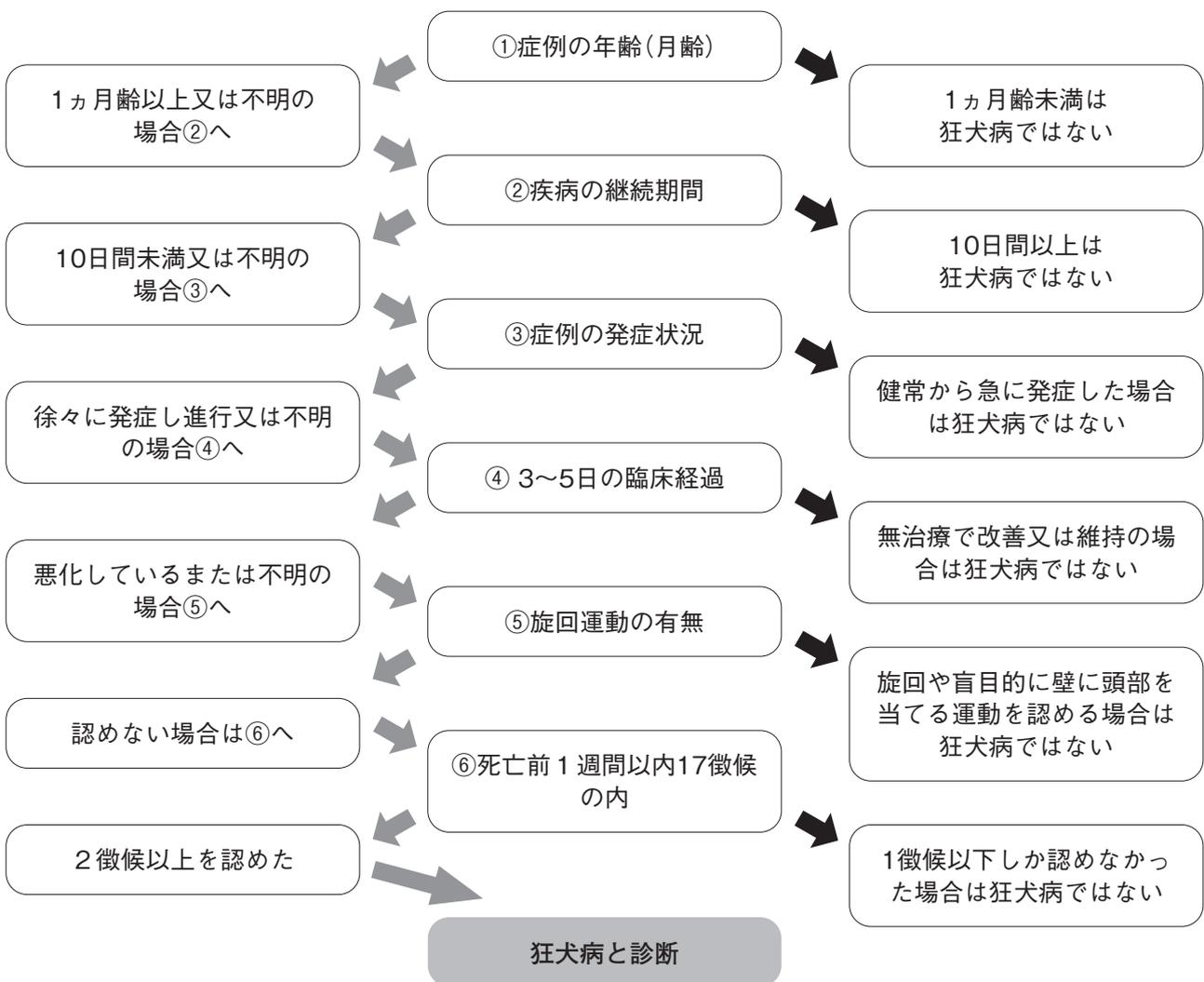
抗体検査に関しては、発症するまで血中に抗体は検出されないことやワクチン投与などによって血清中の

抗体価が上昇するため診断的な価値は低いと考えられる。ただし、脳脊髄液中の高い抗体価は診断の指標になりえる¹⁾。

獣医臨床において動物の狂犬病が疑われた場合は獣医師による自治体への報告が「狂犬病予防法」に基づいて行われるが、確定診断（実験室内診断）によって狂犬病が確定された場合は、事案の終息に向けた対応が「狂犬病ガイドライン」¹³⁾を参考にした対応が求められる。狂犬病が疑われた動物の咬傷事故では、加害犬の臨床診断に係る正確な情報を医療（医師）と共有することで被害者の予防ワクチン接種の判断が容易になる。これは、獣医療が医療域と連携して行うことのできる公衆衛生における「One Health対応」の実践でもある。

図1. 犬狂犬病臨床診断法の1例：犬狂犬病臨床診断のための6段階の基準

Six Criteria for Rabies Diagnosis in Living Dog. J Med Assoc Thai. Vol.88 No.3 419-22 2005



☆17徴候

- 1.下顎の下垂、2.鳴き声の異常、3.乾燥して垂れ下がった舌、4.尿をなめる、5.水の異常な飲み方、6.逆流（吐き戻し）、7.異常行動、8.異嗜、9.攻撃性、10.理由もなく咬みつく、11.理由なく走る、12.歩行時の硬直、13.落ち着きのなさ、14.檻などを咬む、15.嗜眠、16.歩行時のふらつき、17.頻繁な犬座姿勢

引用及び参考文献

- 1) WHO : Expert Consultation on Rabies, third report Tech Rep Ser, 2018
- 2) 源宣之：狂犬病 その歴史と現状ならびに防疫対策. 動物臨床医学,16(2),27-33,2007
- 3) 世界保健機構ホームページ. <http://www.who.int/rabies/about/en/>
- 4) GARCホームページ<https://rabiesalliance.org/news/greater-collaboration-urged-wipe-out-rabies>
- 5) 西園晃：狂犬病-最新の知見も含めて-. モダンメディア,64,213-219 2018
- 6) ハリソン内科学第4版. 1408-1413
- 7) 西園晃：狂犬病. BRAIN AND NERVE,61(2),135-144 2009
- 8) 厚生労働省ホームページ. <https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou10/>
- 9) 犬と猫の診断と治療 インターズー社
- 10) Veera Tepsumethanonら：Six Criteria for Rabies Diagnosis in Living Dog J Med Assoc Thai. Vol.88 No.3 419-22 2005
- 11) アメリカ疾病予防管理センターホームページ. <https://www.cdc.gov/rabies/>
- 12) WHO : Zero by 30-the global strategic plan to end human deaths from dog-mediated rabies by 2030, Geneva, 2018
- 13) 井上 智, 深瀬 徹, 佐藤 克, 栗原八千代, 佐竹浩之, 木村顕輔, 白井和也, 桶渡清美, 矢野さやか. 狂犬病ガイドライン2013：日本国内において狂犬病を発症した犬が認められた場合の危機管理対応（狂犬病ガイドライン2001追補版）. 獣疫学雑誌. 17:63-66, 2013
- 14) 井上 智, 伊藤陸代, 堀田明豊, 野口 章. 狂犬病の臨床と課題. 特集：中枢神経とウイルス感染症. 臨床とウイルス. Vol.45 No.5:336-347, 2017 12
- 15) 井上 智, 兼子千穂, 好井健太郎, 堀田明豊, 費 昌勇. 狂犬病をめぐる最近の状況. 第51回 獣疫学会学術集会. シンポジウム：獣疫学会20年の歩み - 畜産・公衆衛生領域の重要疾病対応に見る疫学の役割. 獣疫学雑誌, 22:8-14, 2018

参考URL

厚生労働: 狂犬病対応ガイドライン2001－狂犬病発生の疑いがある場合の対応手引.

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou18/pdf/05-01.pdf>

厚生労働: 狂犬病対応ガイドライン2013－日本国内において狂犬病を発症した犬が認められた場合の危機管理対応. <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou18/pdf/guideline2013.pdf>

厚生労働: 平成26年8月4日 健感発0804第1号 国内動物を対象とした狂犬病犬検査の実施について（協力依頼）.

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou18/dl/140804-01.pdf>

厚生労働: 動物の狂犬病調査ガイドライン.

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou10/dl/140826-01.pdf>

2 注意事項

新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した集合注射の実施について

狂犬病予防委員会 委員長 渋谷 正志

新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮した集合注射の実施については、令和2年3月13日に開催された狂犬病予防委員会・班長会議で決定された「新型コロナウイルスの感染拡大防止に関する集合狂犬病予防注射実施時の注意事項」（別紙1）に基づき、今年度の集合注射が実施をされたところです。

その後、令和2年9月17日付け事務連絡により、日本獣医師会から「令和2年度における新型コロナウイルス感染症を踏まえた狂犬病予防注射の実施について」（別紙2）が送付されています。

来年度の集合注射の実施に向け、今後の感染状況を考慮しながら、埼玉県獣医師会としての新たな「集合狂犬病予防注射時の注意事項」を検討し、作成するとともに、各市町村と情報を共有しながら実施に向けて準備を進めていきます。

また、感染防止のために必要な資材などについては、現在、狂犬病予防委員で検討を進めており、順次準備をしていく予定です。

来年度の集合注射においては、感染拡大防止に配慮した実施にご協力をお願いします。

別紙1

新型コロナウイルスの感染拡大防止に関する 集合狂犬病予防注射実施時の注意事項

令和2年3月13日

公益社団法人埼玉県獣医師会
会 長 高橋 三男
狂犬病予防委員会
委員長 渋谷 正志

- 1 出場当日に体調が悪い場合は体温測定を行い、「37.5℃以上」の場合は出場を取りやめること。
 - ・この場合、代理者に出場を依頼する。
 - ・各班長は代理の待機人員を配置しておく
 - ・やむを得ない場合に限り、他の出場者のみで対応する。
- 2 出場者は、会場ではマスク、手袋を着用すること。
- 3 飼い主が手指を消毒できるように、会場に消毒薬等を設置すること。
- 4 待ち時間、問診、注射時等に飼い主同士が距離を空けるよう指示すること。

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
副会長兼専務理事 境 政人

令和2年度における新型コロナウイルス感染症を踏まえた狂犬病予防注射の実施について

本年度の狂犬病予防注射の実施については、6月11日付けで狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第121号)が公布されました。

予防注射の再開に当たっては、新型コロナウイルス感染症に対する確実な感染防止措置を講じる必要があることから、このたび狂犬病集合予防注射及び小動物診療施設等での個別注射時における留意事項を取りまとめました(別添1・2)。

つきましては、予防注射の実施に当たっては、本留意事項に従って十分に安全を確保した上でご対応いただくようお願いいたします。

(別添1)

新型コロナウイルス感染症を踏まえた狂犬病集合予防注射の実施について

我が国では、昭和25年に制定された狂犬病予防法に基づく犬へのワクチン接種により、昭和32年以降国内での発生は見られず、清浄国を維持しています。

しかしながら、本年5月、愛知県でフィリピンから来日した外国籍の男性に国内14年ぶりとなる発症が確認される等、海外では毎年6万人が死亡している状況下において、予防注射が本病の防疫に果たす役割は極めて重要です。

しかし、本年は、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、予防注射の時期が例年の4月1日から6月30日までの期間から、12月31日まで延長されました。このような状況下にあって集合注射を再開するに当たっては、下記の事項に留意の上、新型コロナウイルス感染症に対する感染防止措置を確実に講じることにより、犬の所有者等が安心して予防注射を受けることができるよう特段のご配慮をお願いいたします。

記

1 獣医師等における留意事項

- ① 可能な限り个人防护具(PPE)の装着を行うこと(マスク、ゴーグル、フェイスシールド、手袋、白衣等)。
- ② 予防注射ごとに装着している手袋等の消毒を行うこと。
- ③ 獣医師等間でも2メートル以上の距離を保つこと。
- ④ 咳、発熱等の症状がある場合は、他の獣医師と交代すること。

2 飼い主等における留意事項

- ①事前の通知等により、咳、発熱等の症状がある場合は、来場を控えていただくようお願いすること。
- ②会場では、マスク着用など咳エチケットを徹底していただくこと。
- ③会場に消毒薬を設置し、手指消毒をお願いすること。
- ④犬の飼い主等間での密接な接触は避けること。

(別添2省略)

3 参考資料

狂犬病予防注射の法的根拠と集合注射の実施について

公益社団法人埼玉県獣医師会事務局

犬の所有者は狂犬病予防法に基づき、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図るため、飼犬を登録し、年に1度、狂犬病予防注射を受けさせる義務があり、その期間は狂犬病予防法施行規則により4月1日から6月30日までの間とされています。また、同法に基づき、都道府県が処理していた犬の登録や注射済票の交付などの事務が平成12年に市町村に移譲され、その後は市町村長がこの事務を行っています。

集合注射の実施に関しては、昭和25年の狂犬病予防法施行時の厚生事務次官通達により、都道府県知事に対し「予防注射の実実施計画樹立にあたっては、あらかじめ地方獣医師会等と十分協議すること」及び、「定期予防注射は集合注射によること」が求められました。これに基づき、埼玉県知事と埼玉県獣医師会会長が契約して実施していた集合注射は、平成12年に都道府県から市町村に事務が移行した以降も、狂犬病予防注射の接種率を向上させるための効率的な手段として、各市町村長と埼玉県獣医師会会長（政令指定都市のさいたま市はさいたま市支部長）が「集合狂犬病予防注射実施契約」を締結し、市町村、保健所、獣医師会の三者が協力して実施しています。埼玉県獣医師会はこの契約に基づき、開業部会会員に対し集合注射事業への参加を要請し、希望者を登録することにより集合注射を実施しています。

なお、厚生労働省は、その後も健康局長通知において都道府県知事に対し「飼い犬の登録及び予防注射の接種」について関係自治体及び獣医師会と十分連携・協力するよう依頼しています。現在も全国で多くの地方獣医師会がこれに基づき、市町村との契約により集合注射を実施しています。

以下に狂犬病予防法、狂犬病予防法施行規則の関係部分及び、関連通知等を抜粋して紹介します。

狂犬病予防法（抜粋）

第1条 この法律は、狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

第4条 犬の所有者は、犬を取得した日（生後90日以内の犬を取得した場合にあつては、生後90日を経過した日）から30日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長(特別区にあつては、区長。以下同じ。)に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。

2 市町村長は、前項の登録の申請があつたときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。

3 犬の所有者は、前項の鑑札をその犬に着けておかななければならない。

4 第1項及び第2項の規定により登録を受けた犬の所有者は、犬が死亡したとき又は犬の所在地その他厚

生労働省令で定める事項を変更したときは、30日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地(犬の所在地を変更したときにあつては、その犬の新所在地)を管轄する市町村長に届け出なければならない。

5 第1項及び第2項の規定により登録を受けた犬について所有者の変更があつたときは、新所有者は、30日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

6 前各項に定めるもののほか、犬の登録及び鑑札の交付に関して必要な事項は、政令で定める。

第5条 犬の所有者（所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。）は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせなければならない。

2 市町村長は、政令の定めるところにより、前項の予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならない。

3 犬の所有者は、前項の注射済票をその犬に着けておかななければならない。

狂犬病予防法施行規則（抜粋）

第11条 生後91日以上の犬（次項に規定する犬であつて、3月2日から6月30日までの間に所有されるに至つたものを除く。）の所有者は、法第5条第1項の規定により、その犬について、狂犬病の予防注射を4月1日から6月30日までの間に1回受けさせなければならない。ただし、3月2日以降において既に狂犬病の予防注射を受けた犬については、この限りでない。

2 生後91日以上

の犬であつて、3月2日（1月1日から5月31日までの間にその犬を所有するに至つた場合においては、前年の3月2日）以降に狂犬病の予防注射を受けていないもの又は受けたかどうか明らかでないものを所有するに至つた者は、法第5条第1項の規定により、その犬について、その犬を所有するに至つた日から30日以内に狂犬病の予防注射を受けさせなければならない。

3 前2項の場合において、狂犬病の予防注射を受けさせなければならない犬を所有者以外の者が管理するときは、第1項中「所有される」とあるのは「管理される」と、「所有者」とあるのは「管理者」と、前項中「所有する」とあるのは「管理する」と、それぞれ読み替えるものとする。

※関連通知省略

—— テレビ埼玉で放映予定 ——

高橋会長「彩の国」新春年頭挨拶

とき…令和3年1月2日(土)

午前11時55分～11時59分

テレビ埼玉



会務報告**第5回 理事会**

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会議を開催することなく、令和2年12月4日付けで各理事あての書面により次の事項を協議し、全ての理事の同意が得られ、全ての監事の異議がないことが確認されたため、理事会の決議があったものとみなされた。

1 協議事項

役員報酬の支給に関する件

予 告**南支部・東支部合同学術講習会(Web開催)のお知らせ**

(獣医師生涯研修事業ポイント対象 カリキュラム番号 小2(1) 小3(3))

南支部長 宗像 俊太郎

東支部長 渋谷 正志

学術委員 松尾 英治、田口 修

犬や猫のがんの診断にはパターンがあって、はっきり言って確率論です。よく遭遇する腫瘍はよく遭遇しますし、まれな腫瘍はまれにしか遭遇しません。つまり、よく遭遇する腫瘍のパターンを幅広く知っておけば、日々の臨床で診断に困る機会はグッと減る可能性があります。また、がん治療を辞退されるご家族は少なくありませんが、多くは診断まではつけてもらいたいとおっしゃいます。同様に、診断はきちんとつけられるようになりたい、と考えるホームドクターも多いはず。本レクチャーでは、日々がんと奮闘している臨床医と、がんの診断を得意とする病理医がコラボして、犬と猫の腫瘍に関する部位別鑑別診断の考え方、そして一部のがんに特徴的な診断パターン、いわゆる、「犬と猫の腫瘍あるある」を詳しく解説する予定です。臨床医と病理医の掛け合いも、併せてお楽しみ下さい。

日 時：令和3年1月17日（日）

13：30～16：30

演 題：「10万件の国内データベースから学ぶ、部位別鑑別診断リスト活用のすすめ」

講 師：ノースラボ 米国獣医病理学専門医

賀川 由美子 先生

日本小動物医療センター附属 日本小動物がんセンター

米国獣医内科学専門医（腫瘍学）

小林 哲也 先生

参加費：会員 無料

非会員 3,000円

視聴方法：Vetpeerのウェブサイト (<https://vetpeer.info/>)

申込方法：上記ウェブサイトにて

※視聴には会員登録が必要です。

前日までに会員登録しておくことをお勧めいたします。

北支部学術講習会(Web開催)のお知らせ

(獣医師生涯研修事業ポイント対象 カリキュラム番号 小2(7))

北支部長 大橋 邦啓
学術委員 高野 宜彦

日々の診療で必ず行う検査として、画像診断の検査があります。X線と超音波検査です。

今回は二次診療施設の最前線で画像診断を行っている戸島先生を招聘し、専門医ならではの技術だけではなく、一次診療でも応用できるようなX線の読影や超音波検査のコツなどを講演して頂きます。明日からの診療に活かし、画像診断を改めて見直すきっかけになればと存じますので、多くの先生方のご参加をお待ちしております。

日 時：令和3年2月11日（木・祝）
14：30～18：00（仮）

演 題：「基礎から応用まで『超音波とX線のお話』（仮）」

講 師：日本小動物医療センター 第一画像診断科科长
戸島 篤史 先生

参加費：無料

視聴方法：Zoom形式

申込方法：各支部学術委員より事前申込を通知いたします。
その後、申込者にパスコードを送付いたします。

その他：講習会終了後に質疑を行います。

質問がある方は、講義終了後にチャット機能より送信してください。

講義中はマイクをミュートにして、お顔出しでの参加をお願い致します。

ひろば

さいたま市支部役員がさいたま市長に要望書を提出

令和2年12月8日（火）、さいたま市役所市長公室において、さいたま市支部の高橋一成支部長、大澤健副支部長、吉川康一副支部長、山中利之さいたま市狂犬病予防協会会長が、清水勇人市長と面談し、同支部が関わる諸課題について要望書を提出し、同支部所属である高橋三男会長も同席しました。

これに対し、市当局からは清水勇人市長をはじめ、要望事項を担当する各部署から、細田真由美教育長、後藤昌章総務局長、木村政夫保健福祉局長、星野公男保健部長部長を始め各担当課長など市の幹部職員が多数で対応しました。

要望書の内容は以下の事項でした。

- 1 集合狂犬病予防注射の円滑な運営について
- 2 学校飼育動物の担当医制度の制定について
- 3 災害時に動物と同伴避難できる避難所の選定について
- 4 マイクロチップに係る予算計上について
- 5 飼い主のいない猫の去勢・不妊手術費用助成事業について

冒頭、高橋支部長が要望事項の項目を読み上げてから清水市長に要望書を手渡しました。清水市長からは獣医師会さいたま市支部の活動に対する感謝の言葉が述べられ、要望に対しては難しい問題もあるが担当部署と協議して対応するとの発言がありました。その後、清水市長は高橋会長に対し、ぜひ会長からも一言お願いしますとの要請があり、高橋会長はこれに応え、狂犬病予防注射をはじめ要望事項に対する獣医師会の現状や課題について説明しました。



前列左から
清水勇人さいたま市長に要望書を提出
細田真由美教育長、吉川康一副支部長、
高橋一成支部長、清水勇人市長、高橋三男会長、
大澤健副支部長
後列
山中利之狂犬病予防協会会長



清水市長の要請により獣医師会の現状や課題を説明する高橋三男会長

西支部学術講習会(Web開催)報告

西支部長 別部 博司
学術委員 岡田 かおり

12月6日(日)西支部学術講習会をオンラインセミナー形式で開催いたしました。講師は東京大学の犬野耕一先生で、「猫特有の消化器疾患」という演題でご講演頂きました。西支部では初のオンラインセミナーで、事前申し込み制度やハンドアウトのダウンロードを各自で行うことが必要となり、参加することのハードルが高くなることも危惧いたしましたが、他支部からも多くの先生にご参加いただき、盛況のうちに終わることができました。講師の犬野耕一先生と今回ご参加いただいた先生方に感謝申し上げます。

<受講者内訳>

出席者	さいたま市支部	南支部	西支部	北支部	東支部	団体支部	所属不明
80名	11名	12名	24名	5名	23名	2名	3名

広告

64年の歴史を持つ動物の総合専門学校

～1956年創業 犬の店「青山ケンネル」から続く歴史～

国際動物専門学校

(東京校)

-  愛玩動物看護学科(3年制) **新学科**
-  美容・デザイン学科(2年制)
-  自然環境・動物飼育学科(2年制)
-  ドッグスペシャリスト学科(2年制) **新学科**

新学科

動物看護系学科
ドッグ
トレーナー系学科

動物看護師統一認定資格 2018年度合格率
全国の平均を約12%上回る高実績!
(98.5%(専校) 全国合格率:86.5%)
受験者140名、合格者136名

大宮国際動物専門学校

(大宮校)

-  愛玩動物看護学科(3年制) **新学科**
-  美容・デザイン学科(2年制)
-  美容・スモールペット学科(2年制)
-  国際海洋・飼育学科(2年制)
-  ドッグスペシャリスト学科(2年制) **新学科**



学校法人 シモゾノ学園
国際動物専門学校
大宮国際動物専門学校

求人票の送付、お問合わせはこちら

求人票は下記 HP よりダウンロードできます!

シモゾノ学園 HP: <https://www.iac.ac.jp/> (両校データは同じです)

【国際動物専門学校】(東京校)
〒154-0011 東京都世田谷区上馬
4-3-2
TEL:03-5430-4400(就職サポート室)
MAIL:syushoku@iac.ac.jp

【大宮国際動物専門学校】(大宮校)
〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町
2-289-2
TEL:048-648-8400(就職サポート室)
MAIL:omiya-syushoku@iac.ac.jp

お知らせ

2日獣発第204号
令和2年12月11日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内 勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

獣医師法第8条第2項に該当する獣医師の処分について

このことについて、令和2年11月24日付け2消安第2586号-2をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、獣医師法（昭和24年法律第186号）第8条第2項の規定に基づく処分が令和2年11月9日付けで行われ、別紙のとおり公表されたことを受けて、適切な獣医療の提供により、獣医師に対する社会的信頼に十分に定めるため、下記のとおり獣医師倫理の指導を徹底するよう依頼するものです。

つきましては、貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

記

- 1 会員構成獣医師に対し、獣医師法、獣医療法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及びその他法令を遵守するとともに、法令違反等の事実が発生した場合には、当該獣医師から農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課の担当者又は都道府県畜産主務部局に報告するよう指導すること。
- 2 獣医師法上の行政処分の対象となり得る者の情報を本会会員である地方獣医師会が把握した場合は、その旨を同様に情報提供するよう指導すること。

2消安第2586号-2
令和2年11月24日

公益社団法人日本獣医師会
会長 藏内勇夫 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

獣医師法第8条第2項に該当する獣医師の処分について

このことについて、獣医師法（昭和24年法律第186号）第8条第2項の規定に基づく処分が令和2年11月9日付けで行われ、別紙のとおり公表されました。

近年、獣医師の社会的責任や獣医師に対する期待が高まっている中、このような処分が行われること

は、獣医師の社会的信用を失うものであり、大変遺憾であります。

貴会におかれましては、適切な獣医療の提供のためにこれまでも積極的な取組をされているところではありますが、特に下記について御承知の上、獣医師が社会的信頼に十分に応えられるよう、獣医師倫理の指導に一層の御協力をお願いします。

記

1. 貴会下の構成獣医師に対し、獣医師法、獣医療法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及びその他法令違反等の事実が発生した場合には、当該獣医師から当課担当者又は都道府県畜産主務部局に報告するよう指導を行うこと。
2. 獣医師法上の行政処分の対象となり得る者の情報を貴会会員が把握した場合は、その旨を当課担当者又は都道府県畜産主務部局に情報提供するよう指導を行うこと。

プレスリリース

令和2年11月24日
農 林 水 産 省

獣医師法第8条第2項の規定に基づく「獣医師の業務停止処分」について

農林水産大臣は、獣医師1名に対し、獣医師法に基づく業務停止の処分を行いました。

行政処分内容等

農林水産大臣は、以下の獣医師に対し、獣医師法に基づく業務停止の処分を行いました。

畠山秀明（宮城県在住66歳）

行政処分の内容：令和2年11月24日から1年4月の業務停止

事 件 の 概 要：当該獣医師は、和牛の人工授精業務に関し、実際の父牛と異なる父牛の精液を人工授精し授精証明書を発行した件について宮城県から家畜改良増殖法第34条第2項に基づく報告徴収を受けていたところ、宮城県に対して内容虚偽の報告をした。

司法処分の内容：罰金10万円（家畜改良増殖法の一部を改正する法律（令2和年法律第21号）による改正前の家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第40条第6号）

【お問合せ先】

消費・安全局畜水産安全管理課

担当者：獣医事班 末谷、瀧川

代表：03-3502-8111（内線4530）

ダイヤルイン：03-3501-4094

FAX：03-3502-8275

獣医師法第22条の規定に基づく届出について(再掲)

本年は2年に一度の届出(知事を経由して農林水産大臣に届出)を行う年になっております。

届出書(獣医師法施行規則 第6号様式)につきましては、先月号会報(第685号)に同封されておりますので、ご活用ください。

なお、「届出書」は、令和2年12月31日現在の状況を記入し、令和3年1月1日から1月31日までの間にお住まいの都道府県に提出(郵送又は持参)する必要があります。埼玉県にお住まいの場合は、下記のとおり、直接提出していただくか、希望する会員の先生につきましては、本会事務局に1月20日(水)までに提出していただければ、事務局で取りまとめて埼玉県に提出します。

なお、住所が埼玉県以外の方は、お住まいの都道府県に提出してください。

記

- 1 提出先：〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県農林部畜産安全課家畜衛生担当あて
※注意：Eメールやファックスでの提出は受け付けできません。
持参の場合、受付は午前8時30分から午後5時15分までです。
(閉庁日(土日祝祭日)は受け付けできません。)
- 2 提出部数：3枚複写のうち、1枚目は届出者で保管し、2枚目と3枚目を提出してください。

※ 詳しくは、下記の農林水産省ホームページをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/22.html>

17回日本獣医内科学アカデミー学術大会参加者に 対する助成金交付について(再掲)

本会では会員の獣医学術の研鑽向上に向け、標記学術大会に参加した開業支部会員を対象に「参加登録費」の一部を助成金として交付しております。

この度、アナウンスメントが届きましたので参考にしてください。なお、助成に関する詳細は先月号(第685号)を参照してください。

Announcement JCVIM 2021

第17回

日本獣医内科学アカデミー 学術大会

「online」

<https://www.jcvim.org/>

2021. 2/19(金) - 3/7(日)

※うち、2月19日(金)、20日(土)、21日(日)、23日(火)の4日間で、ライブ配信を予定しております。

2021年 第17回日本獣医内科学アカデミーはオンライン開催です!
オンラインの良さを最大限に生かした学会にご期待ください。

■ 2021年大会参加費 ■ 例年より参加費をお安くしております!

獣医師・研修医・企業 12,000円	学生・看護師 5,000円
------------------------------	-------------------------

主なプログラム構成 教育講演100題以上

「オンラインを生かした動画講演を増量しました」
 「会場では見えにくかった画像や細胞の画像もよくみえます。画像関連の講演を増量しました」
 「開催期間中、繰り返して聴講ができます」

<ul style="list-style-type: none"> ● 大会長特別講演 「画像で見る犬と猫の造血器疾患」辻本 元 長きにわたりJCVIMを牽引してきた辻本元先生は本年度で東京大学を定年退職されます。専門の分野で渾身のオンラインセミナーをお届けします。 ● 特別講演: 動物での新型コロナウイルス感染症 伴侶動物での新型コロナウイルス感染症の実態について、トップランナーの研究者による臨床目線の解説です。 ● 専門医になるには 海外でレジデントとして研修中の3人の先生に苦労や経験を語っていただきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 今年も開催! ドクターGI online 大野 耕一 ほか ● 動物看護 みんなで考えるシリーズ ● いまさら聞けない基本手技 現場で必要な手技を熟練者が紹介します。 ● 症例検討、研究発表、動物看護発表 みなさまから発表を募集しています。 オンライン動画(録画)発表を予定しています。 ● 検定講習会等 日本獣医腎泌尿器学会、日本獣医画像診断学会、日本獣医皮膚科学会
---	---

主 催 : 一般社団法人 日本獣医内科学アカデミー (JCVIM)
後 援 : (公社)日本獣医師会、(公社)日本獣医学会

畜安第689-5号
令和2年10月1日

公益社団法人埼玉県獣医師会
会長 高橋三男 様

埼玉県農林部畜産安全課長
野澤 裕子 (公印省略)

家畜改良増殖法の一部を改正する法律及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律の施行について (通知)

本県の畜産行政につきましては、日頃より格別の御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。さて、標記について、別添のとおり令和2年10月1日付け2関生第1117号により関東農政局長から通知がありました。

つきましては、家畜改良増殖法の一部を改正する法律及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律の趣旨及び内容について御承知おきいただくとともに、貴会会員に対し御周知いただきますようお願いいたします。

※別添省略

広告

わたしたち森久保薬品は人と動物の「これから」を真剣に考えています。

 <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 10px; top: 50%; transform: translateY(-50%);">胃腸と皮膚が気になる犬に</p> <p>Dr. CREDO No.1 成犬用 総合栄養食 1kg・3kg</p>	 <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 10px; top: 50%; transform: translateY(-50%);">血流と健康が気になる犬に</p> <p>Dr. CREDO No.2 中・高齢犬用 総合栄養食 1kg</p>	 <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 10px; top: 50%; transform: translateY(-50%);">下部尿路が気になる成猫に</p> <p>Dr. IDEA No.1 成猫用 総合栄養食 150g×6パック(900g) 400g×6パック(2.4kg)</p>	 <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 10px; top: 50%; transform: translateY(-50%);">成猫の体重管理に</p> <p>Dr. IDEA No.2 成猫用 総合栄養食 150g×6パック(900g) 400g×6パック(2.4kg)</p>
---	--	--	---

M 森久保薬品株式会社

神奈川：046-221-0620 山梨：055-224-5278 群馬：027-230-3322 東京：042-564-2381 埼玉：04-2968-0881
三郷：048-948-2112 栃木：028-666-3399 茨城：0296-43-1661 千葉：043-309-8080

畜安第830-2号
令和2年12月2日

公益社団法人埼玉県獣医師会
会長 高橋三男 様

埼玉県農林部畜産安全課長
野澤 裕子 (公印省略)

福岡県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う防疫対策の徹底について (通知)

日頃から本県家畜衛生行政の推進につきまして、御協力いただき感謝申し上げます。

標記の件について、令和2年11月25日付け2消安第3752号にて、農林水産省消費・安全局長から通知がありました。

また、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会から、令和2年11月24日付けで「香川県の高病原性鳥インフルエンザの続発状況を踏まえた緊急提言」(別添)が示されるなど、今シーズンは全国的に発生リスクが高い状況となっています。

つきましては、貴会会員に周知のうえ、引き続き、野鳥等の侵入防止対策や車両等の消毒の徹底等について、地域一体となった防疫対策の徹底をお願いします。

※別添省略

2日獣発第189号
令和2年11月20日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内 勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について

このことについて、令和2年11月5日付け2消安第3485号及び令和2年11月8日付け2消安第3515号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありました。

令和2年11月5日に香川県内の鶏飼養農場の死亡鶏から、また、令和2年11月8日には香川県東かがわ市の鶏飼養農場の死亡鶏から高病原性鳥インフルエンザ(H5亜型)が確認され、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき、当該死亡鶏について、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定されました。

このたびの通知は、平成30年1月以来の国内における発生事例をうけて、先般発出した「北海道で採取された野鳥の糞便から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された事例に伴う防疫対策の再徹底について」(令和2年11月18日付け2日獣発第186号)でも通知したとおり、関係者による早期発見・早期通報の徹底並びにウイルスの人・車両又は野鳥を含む野生動物を介した農場内及び家きん舎内侵入の防止対策について、指導又は助言を実施するよう周知するものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

※別添省略

2日獣発第190号
令和2年11月20日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内 勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について

このことについて、令和2年11月5日付け2消安第3499号などをもって、農林水産省消費・安全局食品安全政策課長ほかから別添のとおり通知がありました。

香川県内の家きん飼養農家において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことをうけ、食品安全委員会で「は我が国の現状においては、食品（鶏肉、鶏卵）を食べることにより、高病原性鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないものと考えています。」と公表しており、食品安全委員会ホームページ(<https://www.fsc.go.jp/>)においても、鳥インフルエンザに関する情報を掲載するなど本病に関する正確な知識を普及するための措置が講じられています。

このたびの通知は、香川県産の家きんの肉及び卵の取扱いに対して、「〇〇県産の鶏肉・鶏卵は扱っていません」といった不適切な告知や、発生県産であることのみを理由とした取引拒否等が行われることのないよう、高病原性鳥インフルエンザに関する正確な知識の普及について周知するものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

※別添省略

事務連絡
令和2年11月24日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
副会長兼専務理事 境 政人

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について

このことについて、令和2年11月5日付け事務連絡をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐（薬事審査管理班担当）から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第83条の4第1項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（令和2年農林水産省令第76号）が公布・施行されたことの周知を依頼されたものです。

この改正により、製造販売業者からの使用禁止期間を短縮することに関する要請及び提出書類に基づき、「ツラスロマイシンを有効成分とする注射剤」の豚に係る「使用禁止期間」が「と殺する前28日間」から「と殺する前16日間」に変更されます。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

※別添省略

2日獣発第195号
令和2年12月2日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内 勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の一部の施行について

このことについて、令和2年10月6日付け薬生監麻発1006第2号をもって、厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、令和2年10月6日付けで、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第169号。以下「改正省令」という。）が公布され、標記の改正省令の施行後の麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和28年厚生省令第14号）において、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「法」という。）第2条第8号に規定する麻薬取扱者及び法第2条第27号に規定する向精神薬営業者の役員に変更があった場合に用いる変更届出書を規定したことについて周知するものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

※別添省略

事務連絡
令和2年12月2日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
副会長兼専務理事 境 政人

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

このことについて、令和2年11月18日付け事務連絡をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐（薬事審査管理班担当）から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和2年11月16日厚生労働省告示第356号）が公布され、これにより食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）の一部が改正されたことの周知を依頼されたものです。

標記の改正により、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項の規定に基づいて、規格基準告示に規定する農薬オキサチアピプロリン、動物用医薬品チルジピロシン、動物用医薬品ナナフロシン、農薬ピジフルメトフェン、農薬ピリミジフェン及び農薬メフェントリフルコナゾールに対する、食品中の残留基準値が改正又は設定されました。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

※別添省略

事務連絡
令和2年12月2日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
副会長兼専務理事 境 政人

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について

このことについて、令和2年11月19日付け事務連絡をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐（薬事監視指導班担当）から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第185号）が令和2年11月19日に公布されたことに伴い、下記の物質が、新たに規定する指定薬物として指定されたこと、それらの物質のいずれかを含有する物は指定薬物として規制の対象となることの周知を依頼されたものです。

なお、施行期日は、公布日から起算して10日を経過した日（令和2年11月29日）です。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

記

- 1 1—(ジエチルアミノ)エチル—2—(4—イソプロポキシベンジル)—5—ニトロベンズイミダゾール及びその塩類
- 2 メチル=3,3—ジメチル—2—[1—(ペンタ—4—エン—1—イル)—1H—インダゾール—3—カルボキサミド] ブタノアート及びその塩類
- 3 1—[2—メチル—4—(3—フェニルプロパー—2—エン—1—イル) ピペラジン—1—イル] ブタン—1—オン及びその塩類

※別添省略

事務連絡
令和2年12月4日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
副会長兼専務理事 境 政人

令和2年豪雨・台風災害による被災動物救護活動等に対する支援金の募集について

2日獣発第118号「令和2年豪雨・台風災害による被害状況及び被災動物救護活動等調査について」により会員へ聞き取り調査を行ったところ、九州地方を中心として多数の被害が報告されました。被災

された地方獣医師会及び地方獣医師会会員獣医師の皆様にご心よりお見舞い申し上げますと共に、被災地の一刻も早い復旧をお祈り申し上げます。

2日獣発第113号「令和2年豪雨災害による被災動物救護活動等に対する支援・協力のお願いについて」により、ご支援のお願いをさせていただいているところですが、11月25日現在までに寄せられた支援金は2,738,363円であり、多数の被害に対して支援するためには額が不足している現状にあります。被災動物救護活動及び被災地の獣医療提供体制の復旧支援のため、引き続き年度内を目途に支援金の募集を継続して参りますので、何卒ご協力の程お願いいたします。

今後とも本会の災害対策の取組みへのご支援とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

2日獣発第205号

令和2年12月11日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

福岡県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う防疫対策の徹底について

このことについて、令和2年11月25日付け2消安第3752号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありました。

11月25日に福岡県の死亡鶏について高病原性鳥インフルエンザ（H5亜型）の疑似患畜と判定されました。

また、香川県での事例を受けて、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会から、令和2年11月24日付けで「香川県の高病原性鳥インフルエンザの続発状況を踏まえた緊急提言」（別添）が示されるなど、今シーズンの高病原性鳥インフルエンザについては、例年よりも感染リスクが高い状況にあることを意識し、引き続き飼養衛生管理を徹底し、さらなる警戒に努める必要があります。

このたびの文書は、家きん飼養者に対し、地域や関係団体と連携の上、①早期発見・早期通報の再徹底、②家きん飼養農場の防鳥ネットの再度確認及び人・車両の出入りの厳重管理、③農場周辺の消石灰散布など消毒の徹底等による農場へのウイルス侵入防止の徹底について、地域の協議会の活用、直接訪問、飼養衛生管理者メーリングリストの活用等の方法により、指導又は助言を実施するよう周知するものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくようお願いいたします。

※別添省略

イトラコナゾール錠50「MEEK」等の回収等の協力について

(2020/12/18)

地方獣医師会事務局 御中

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課薬事監視指導班より「イトラコナゾール錠50「MEEK」」の回収について協力依頼がありました。

このたびの通知は、先日、製造販売業者である小林化工株式会社（以下「小林化工」という。）の製造販売する人用医療用医薬品イトラコナゾール錠50「MEEK」（ロット：TOEG08）について、ベンゾジアゼピン系睡眠剤であるリルマザホン塩酸塩水和物が混入している事実が判明したことに伴い、別紙1のとおり小林化工及び販売業者であるMeijiSeikaファルマ株式会社（以下「Meiji」という。）が自主回収を行っています。

この製剤については、服用した患者に重篤な健康被害が報告されており、獣医療における使用も懸念されることから、獣医師による診療への使用中止及び回収への協力を依頼するものです。

また、別紙2及び別紙3のとおり、イトラコナゾール錠50「MEEK」、イトラコナゾール錠100「MEEK」及びイトラコナゾール錠200「MEEK」の有効期限内の複数ロットについても、厚生労働大臣が承認した方法とは異なる製造方法で製造されたことから、小林化工及びMeijiによる自主回収が実施されています。

つきましては、貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

なお、本件につきましては、別添のとおり各都道府県関係部署にも周知されております。

日本獣医師会事務局

※別紙別添省略

農政第585号
令和2年11月20日

(公社) 埼玉県獣医師会
会長 高橋 三男 様

埼玉県農林部長 強瀬 道男 (公印省略)

年末年始の行事等における感染防止策のお願い

本県農林行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、第31回埼玉県新型コロナウイルス対策本部会議（11月19日開催）において、別添のとおり、知事から県民の皆さまへ、年末年始の行事等における感染防止策の実施についてお願いすることといたしました。

つきましては、御了知の上、関係者への周知に御協力いただきますようお願い申し上げます。

(参考)

埼玉県HP

- ・年末年始の行事等における感染防止策のお願い

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0401/covid19/newyearsholidays.html>

- ・年末年始における各行事やイベントごとの感染防止策

http://www.pref.saitama.lg.jp/a0401/covid19/newyearsholidays_details.html

※別添省略

令和2年度埼玉県獣医師会学術広報版

(令和2年12月20日現在)

年月日	産業動物	小動物	公衆衛生
4月			
5月			
6月19日(金) ～21日(日)	第100回日本獣医麻酔外科学会/第112回日本獣医循環器学会/第67回日本獣医画像診断学会 2020春季合同学会 (さいたま市 大宮ソニックシティ)→中止		
7月23日 (木・祝)		東支部 「乳腺腫瘍」 日本小動物医療センター 小林 哲也 先生 病理組織検査ノースラボ 賀川 由美子 先生 (越谷市 越谷サンシティ)→中止	
8月			
9月6日(日)	令和2年度 関東・東京合同地区獣医師大会(栃木)獣医学術関東・東京合同地区学会 (宇都宮市 栃木県総合文化センター)→1年延期		
9月27日(日)	埼玉県獣医師会主催学術講習会(Web講習会) 「犬の消化器疾患と食事管理」/東京大学 大野 耕一 先生 「犬猫の心因性食欲不振及びFIC」/米国獣医行動学専門医(ACVB) 入交 眞巳 先生 【YouTubeにて開催】		
10月18日(日)		東支部 「整形外科～膝蓋骨って何者？手術適応 は？術式は？」 東京大学付属動物医療センター 本阿彌 宗紀 先生 【Zoomにて開催】	
11月			
12月6日(日)		西支部 「猫特有の消化器疾患」 東京大学 大野 耕一 先生 【Zoomにて開催予定】	
12月6日(日)		東支部 「画像診断(未定)」 日本小動物医療センター 戸島 篤史 先生 (越谷市 越谷サンシティ)→中止	
令和3年 1月17日(日)		南支部・東支部 「10万件の国内データベースから学ぶ、部 位別鑑別診断リスト活用のすすめ」 ノースラボ 賀川 由美子 先生 日本小動物医療センター 小林 哲也 先生 【Vetpeerのサイトにて開催】	
1月22日(金) ～24日(日)	令和2年度 日本獣医師会獣医学術学会年次大会(兵庫) (神戸国際会議場・展示場)→中止		
1月29日(金)	農林支部 令和2年度埼玉県家畜保健衛 生業績発表会 (さいたま市 中央家畜保健 衛生所)		
2月11日 (木・祝)		北支部 「基礎から応用まで『超音波とX線のお話』(仮)」 日本小動物医療センター 戸島 篤史 先生 【Zoomにて開催】	
2月28日(日)		西支部 「演題 未定」 日本小動物医療センター 小野 啓 先生 (場所 未定)	
2月			衛生支部 健康福祉研究発表会 食肉衛生技術研修会
3月21日(日)		西支部 「演題 未定」 日本獣医生命科学 宮川 優一 先生 (Web方式で開催)	

事務局メモ

ホームページ会員専用ページ 入室は URL <http://www.saitama-vma.org/>
ID：SVMA（半角・大文字） パスワード：MITSUO（半角・大文字）

- 11月21日～22日 2020彩の国食と農林業ドリーム
フェスタ（草加市 まつばら綾瀬川公
園）→ 開催中止
- 12月6日 西支部学術講習会（場所未定）
- 12月6日 東支部学術講習会（場所未定） →
開催中止
- 12月8日 馬防疫技術講習会（熊谷市 ホテルヘ
リテージ）
- 令和3年
- 1月17日 南支部・東支部合同学術講習会（Web
開催）
- 1月22日～24日 令和2年度日本獣医師会獣医学
術学会年次大会（神戸市 神戸国際会
議場・展示場）→ 開催中止
- 1月29日 家畜保健衛生業績発表会（さいたま市
中央家畜保健衛生所）
- 2月11日 北支部学術講習会（Web開催）
- 2月28日 西支部学術講習会（場所未定）
- 3月21日 西支部学術講習会（Web開催）

編集後記

大陸からの寒気団が南下し、北海道、東北や日本海側の北陸中国地方では大雪が懸念される季節となりました。ここ武蔵野の地は、寒風とともに塵埃は吹き飛ばされ、清く澄んだ空気となりました。

『武蔵野は青空がよし十二月』は明治生まれの俳人 細見綾子の句です。

大気は澄み渡り寒いながらも清冽ですが、地上はCOVID-19の感染による混乱の渦中にあります。感染症は病原体が存在する限り必ず発生するものとの認識が必要です。獣医療界では、昨年豚熱で多大な被害が発生しました。官僚と政治家が判断を誤ったがために十数万頭の豚と飼養する養豚農家が犠牲となりましたが、首都圏への感染拡大によりワクチン使用による防疫に方針が転換し感染は急速に終息に向かいました。同時に、首都圏の養豚農家に平穏な日常が戻りました。COVID-19の発生は天然の災害と言えましょう。しかし、Go toキャンペーンの実施や中断の決定に基づく感染の拡大や国民の混乱は人災とも言える側面が有りましょう。COVID-19の防疫にワクチンへの期待が高まっていますが、獣医療界では、様々な動物のコロナウイルス感染症の治験の集積があります。近年では、PEDの流行により、ワクチンがPEDの感染に対し完璧でない事を経験しています。中和抗体では感染を完全には防御できませんが、サイトカインストームによる重症化を抑制する効果は期待できるのではないかと思います。

話は脇道にそれますが、1980年代著者が比較心臓病学の立場で研究に従事していた頃、川崎病の冠状動脈病変の原因とそのメカニズムが話題でした。自然発生する動脈病変を探したところ、ミンクのアリューシャン病、馬の伝染性貧血などのスローウイルス感染症による動脈病変が類似する事が解りました。今回のCOVID-19

の脳動脈病変も川崎病の冠状動脈病変との類似性が指摘されています。多くのウイルス感染症の未解明の重症化のメカニズムや免疫機構の解明などが地球規模で行われているCOVID-19の研究の副産物として明らかになることも期待されます。

12月7日の毎日新聞の毎日歌壇に、「任命拒否」の質疑聞きつつ草を刈るヒツキ草に苛立ちながら（行田市 望月悦子氏）という短歌が選出され、選者によると、『学会会議、任命拒否の理由はどこまでも明かされない。払っても払っても草の実が付くのに似たいらだたしさで聞く、と』評されていました。

学会会議への政治家の介入は、学問と政治、学会と政界、全く異なる土俵にも関わらず運営資金が税金で賄われているという点において、税金の分配権を握る政治家が他人の土俵に口出しする愚かさを露呈しているように見えます。事の顛末の醜悪さは、市井の人々の目に映り冒頭の短歌となったものと思われれます。

我々獣医学徒は、獣医学や獣医療といった極く狭い領域から生命現象を観察し真理に迫ります。到達する真理は普遍的であり動物の命に限局されるものではなく人類の幸福や発展に寄与するものです。病氣と闘う動物の命を見つめ生命の根源に迫る観察眼を磨きたいものと考えます。

冒頭に紹介した細見綾子氏の師走の句に、『年の瀬のうららかなれば何もせず』とあります。学者も政治家も本分をわきまえてその任務を誠実に果たしてくれていれば、うららかな社会で我々は何もせずになれるものですが…。未完成な世の中であればこそ、市井の凡庸な我々が何かする余地がありそうです。

来る年が会員の皆様にとりまして良い年になりますよう祈念しながら本年最後の会報をお届け致します。
(初雁)



日本獣医師会・獣医師会活動指針

－ 動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。－

- 1 地球的課題としての食料・環境問題に対処する上で、生態系の保全とともに、感染症の防御、食料の安定供給などの課題解決に向け、「人と動物の健康は一つと捉え、これが地球環境の保全に、また、安全・安心な社会の実現につながる。」との考え方（One World-One Health）が提唱され、「人と動物が共存して生きる社会」を目指すことが求められている。
- 2 一方、動物が果たす役割は、食料供給源としてのほか、イヌやネコなどの家庭動物が「家族の一員・生活の伴侶」として国民生活に浸透するとともに、動物が人の医療・介護・福祉や学校教育分野に進出し、また、生物多様性保全における野生動物の存在など、その担うべき社会的役割は重みを増すとともに、一層多様化してきている。
- 3 他方、国民生活の安全・安心や社会・経済の発展を期する上で、食の安全性の確保や口蹄疫、トリインフルエンザ、狂犬病等に代表される新興・再興感染症に対する備えとともに、家庭動物の飼育が国民生活に普及する中で動物の福祉に配慮した適正飼育の推進が、更には、地球環境問題としての生物多様性の保全や野生鳥獣被害対策を推進する上での野生動物保護管理に対する関心が高まってきている。
- 4 我々、獣医師は、「日本獣医師会・獣医師倫理綱領－獣医師の誓い－95年宣言－」が規定する専門職職業倫理の理念の下で、動物に関する保健衛生の向上と獣医学術の振興・普及を図ること等を通じ、食の安全性の確保、感染症の防御、動物疾病の診断・治療、更には、野生動物保護管理や動物福祉の増進に寄与するとその責務を担っている。
- 5 獣医師会は、高度専門職業人としての獣医師が組織する公益団体として、獣医師及び獣医療に対する社会的要請を踏まえ、国民生活の安全保障、動物関連産業界の発展による社会経済の安定、更には、地球環境の保全に寄与することを目的に、「動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。」を活動の理念として、国民及び地域社会の理解と信頼の下で、獣医師会活動を推進する。

【参 考】

「One World-One Health」とは、動物と人及びそれを取り巻く環境（生態系）は、相互につながっていると包括的に捉え、獣医療をはじめ関係する学術分野が「ひとつの健康」の概念を共有して課題解決に当たるべきとの考え。2004年に野生生物保全協会（WSC）が提唱した。また、国際獣疫事務局（OIE）は、2009年に「より安全な世界のための獣医学教育の新展開」に関する勧告において、動物の健康、人の健康は一つであり生態系の健全性の確保につながるとする新たな理念として「One World-One Health」を実行すべきである旨を提唱している。



ミルクが出ない



太りすぎ



卵が少ない

そんな悩みを

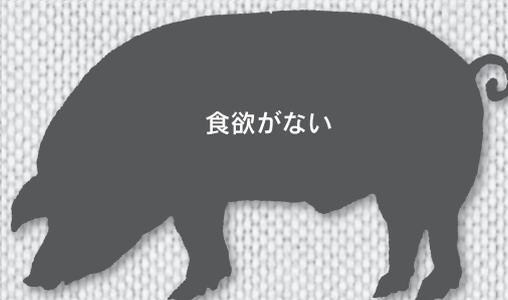
わかっていてくれる。



治りが遅い



高齢化



食欲がない

アクティは大切な動物の健康をサポートします。

私共、アクティ動薬事業部は、動物病院ならびに

牛、豚、鶏などの産業動物を対象とした

動物用医薬品、特別療法食、医療機器等の販売をしています。

20世紀は抗生物質の時代、

21世紀は生菌製剤の時代といわれるように、

健康に関する考え方も大きく変化してきています。

私たちは、獣医療を支えている関係者、畜産農家、

ペットオーナーの皆様方と共に、健康で、豊かで、安心な

生活を営んでいけるように、力を注いでまいります。

本社・長野県営業部

〒390-1301 長野県東筑摩郡山形村8228
TEL:0263-87-7247 FAX:0263-87-7247

北関東営業所

〒370-1135 群馬県佐波郡玉村町板井870
TEL:0270-65-0552 FAX:0270-65-0553

さいたま営業所

〒338-0004 埼玉県さいたま市中央区本町西5-3-24
TEL:048-611-6111 FAX:048-611-6116

千葉営業所

〒260-0851 千葉県千葉市中央区矢作町243
TEL:043-308-0221 FAX:043-308-0223

茨城営業所

〒311-4152 茨城県水戸市河和田1丁目1642-1
TEL:029-306-8271 FAX:029-251-3880

山梨営業所

〒409-3863 山梨県中巨摩郡昭和町河東中島1599-4
TEL:055-275-5573 FAX:055-275-5564

アクティ株式会社

<http://www.acty-kk.com>